

児童扶養手当について

大事なお知らせ

～平成22年8月1日から、父子家庭の方にも児童扶養手当が支給されます～

○ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成22年8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。児童扶養手当を受給するためにはお住まいの市町村に申請（認定請求）が必要です。現在父子家庭で受給要件を満たしている方は、お早めにお問い合わせの上、平成22年11月30日までに手続きしてください。（11月30日を過ぎますと「申請の翌月分」からの支給になります。）

◎ 児童扶養手当とは

児童扶養手当とは、父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童の父母、あるいは父母にかわってその児童を養育している方に対して手当を支給する制度です。

◎ 児童扶養手当を受けられる人

次のいずれかに当てはまる「児童」を監護している母、監護し、かつ児童と生計を同じくする父、または父母にかわってその児童を養育している人が、手当を受けられます。

「児童」とは18歳に達する日以後、最初の3月31日（18歳の年度末）までにある児童をいいます。ただし、児童に重度の障害がある場合は、20歳までとなります。

□ 支給対象となる児童

1. 父母が婚姻を解消した児童
2. 父又は母が死亡した児童
3. 父又は母が一定の障害の状態にある児童
4. 父又は母の生死が明らかでない児童
5. 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
6. 父又は母が引き続き1年以上刑務所等に拘禁されている児童
7. 父母が婚姻によらないで生まれた児童
8. 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

◎ 児童扶養手当が支給されない場合

老齢福祉年金以外の公的年金を受けている方や、児童が児童福祉施設に入所している場合、その他受給要件に該当しない場合は対象外です。

◎ 児童扶養手当を受けるときの手続き

手当を受けようとする申請があった人に対して支給しますので、役場まで申請してください。申請の際、戸籍や住民票など必要な書類がありますので、請求前にお問い合わせください。

◎ 児童扶養手当の額（支給対象児童1人の場合）

○ 全部支給

41,720円（月額）。

○ 一部支給

一定以上の所得がある方は、手当の一部が支給停止されます。

41,710（月額）～9,850円（月額）

◎ 所得の制限

受給資格者、その配偶者または生計同一の扶養義務者（父母・祖父母・子・兄弟など、同住所地で世帯分離している世帯を含みます）の前年（1～6月までの間に請求する場合は前々年）の所得が限度額以上であるときは、その年度（8月から翌年の7月まで）の手当の一部または全部の支給が制限されます。

詳しくはお問い合わせください。

担当 住民福祉課福祉係 電話 95-6204